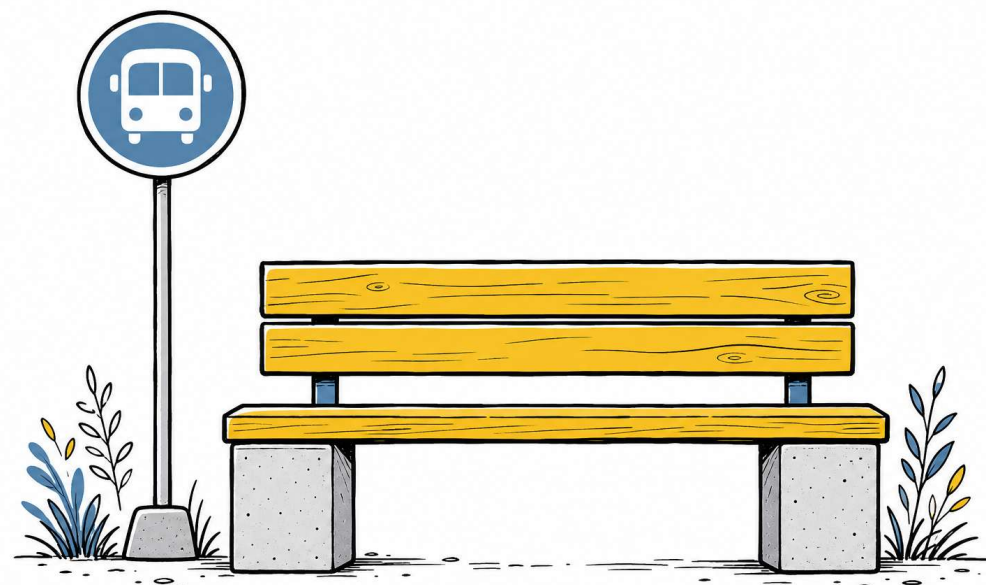


令和8年度 バス停ベンチ 整備事業について



奈良市 都市整備部 交通政策課

1. バス停留所ベンチ設置基準

設置基準は「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」に準じて設定しています。

①乗降者人数おおむね10人/日以上の市道にあるバス停留所

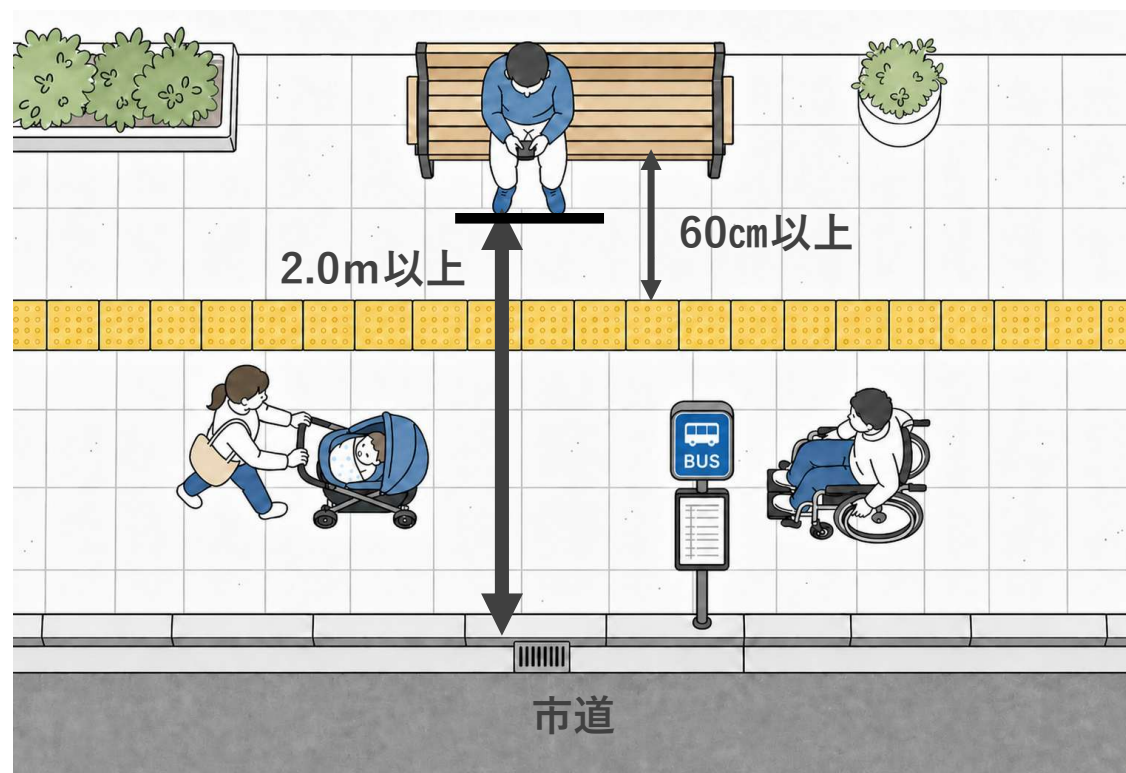
②ベンチ設置後の歩道幅員2.0m以上※確保

※自転車歩行者道又は、自転車歩行者専用道路にあっては3m以上確保

③視覚障害者誘導用ブロックを塞がない十分な距離（60cm以上）確保

④バス停留所にベンチがない

⑤民有地に隣接している場合は「合意書」を必ず提出してください



出典：国土交通省『バリアフリー法に基づく道路移動等円滑化基準』、『道路の移動等円滑化に関するガイドライン』

2. 事業実施の手順について



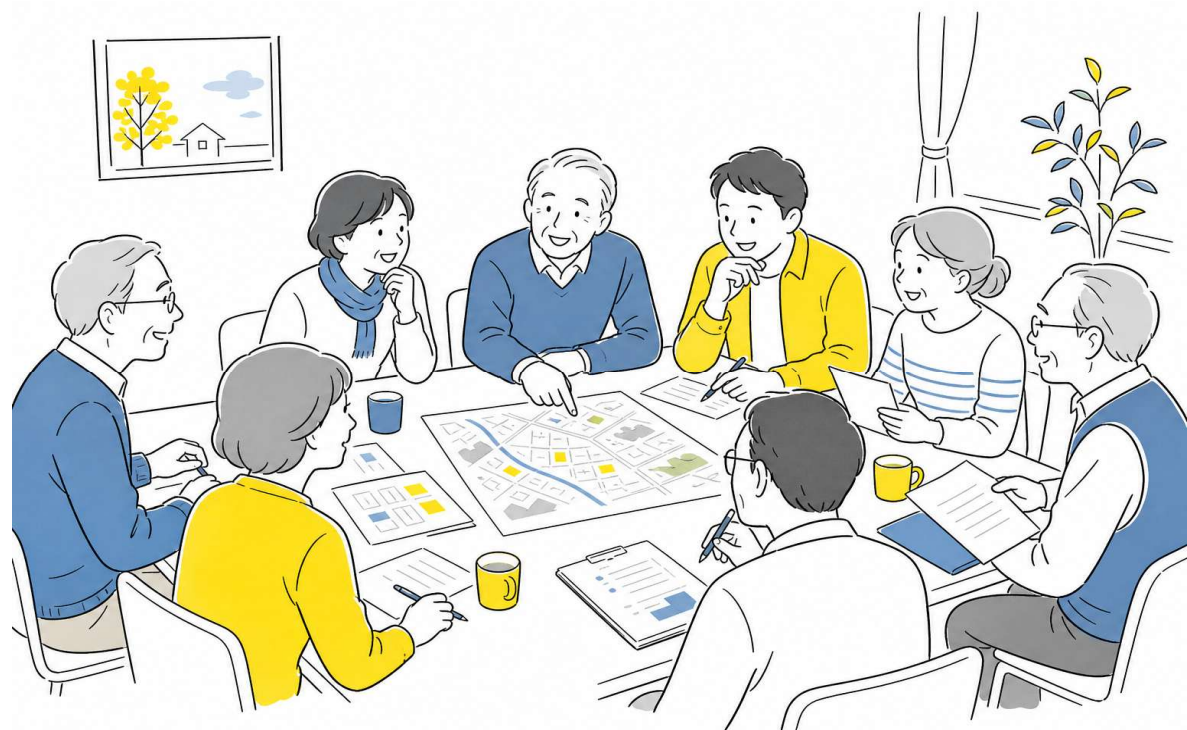
地元住民の合意形成

①地域内での合意形成をお願いします。

※設置基準を満たすか、通行の妨げにならないか等、事前に確認してください。
また、ベンチ設置により影響を受ける民有地があれば、その所有者と合意書を
交わしてください。

②要望書を作成し提出を お願いします。

※提出方法は別紙でご案内いたします



現地調査

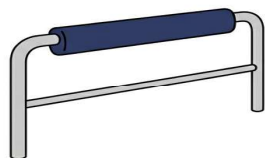
③市の現地調査

要望箇所の状況確認のため、市職員が現地調査を行います。その際、具体的な設置希望位置の確認や周辺状況の把握のため、自治会役員等の方に立ち会いをお願いする場合があります。

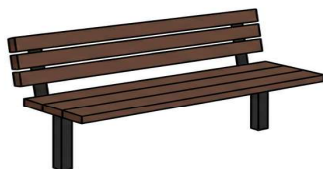
設置の適合性

道路の勾配（傾斜）、地下の埋設物、視認性（バスの運転手や他の車から見て危険がないか）などを確認し、設置が可能かを判断します。

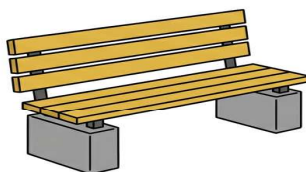
※条件により設置不可と判断する場合もございます。



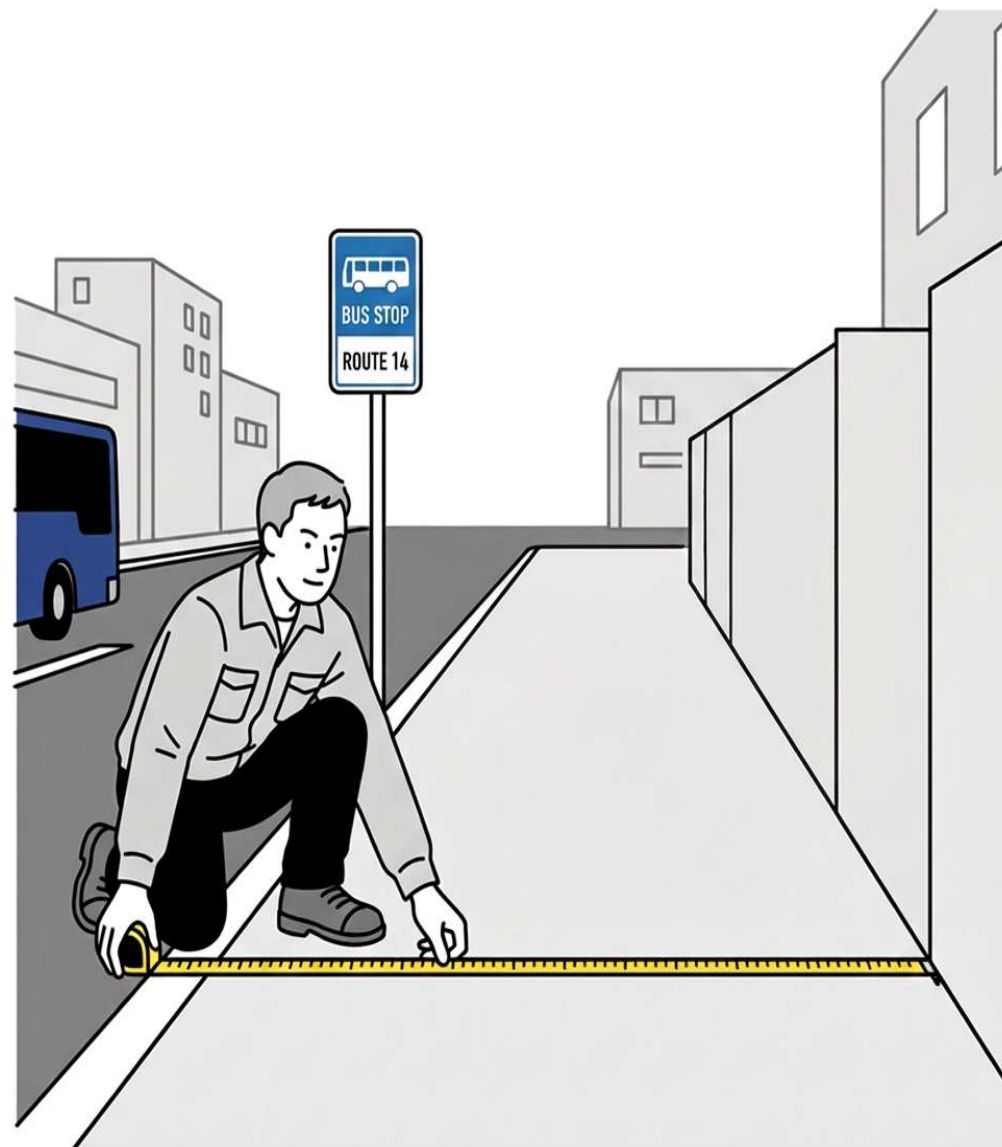
ヒップバー



埋込型



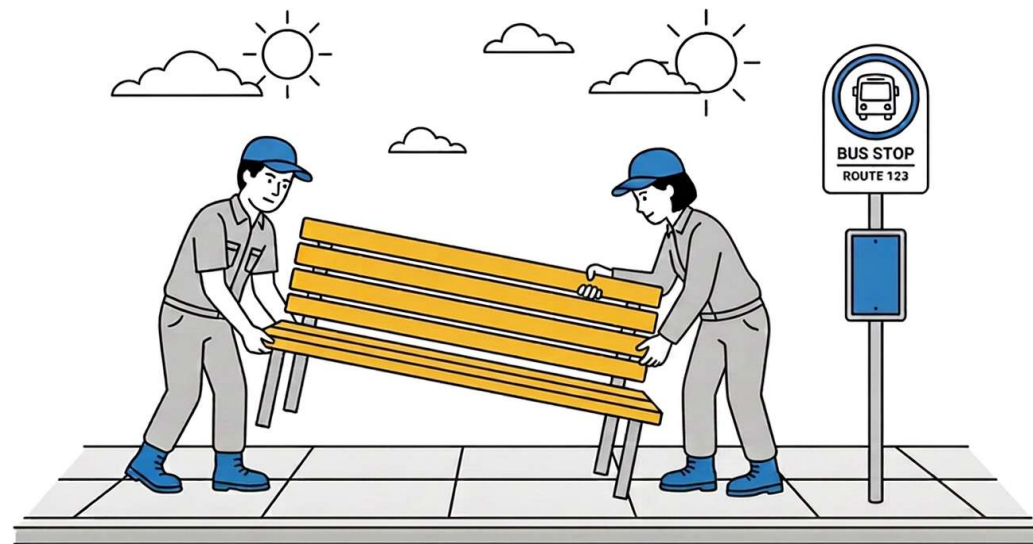
据置型



協定の締結とベンチの設置

④維持管理協定の締結（自治会との協定締結）

設置が可能と判断された場合、市と自治会の間で「バス停ベンチの維持管理に関する協定」を締結いたします。



⑤ベンチの設置工事・利用開始

協定締結後、市がベンチの設置を行います。完了後地域の皆様方にご利用いただけます。

清掃・報告

⑥清掃・維持

清掃等の日々の維持管理は自治会の皆様で実施していただきます。



⑦異常時の報告

異常等が発生いたしましたら
奈良市担当課迄ご連絡をお願いいたします。

※問い合わせ先：都市整備部 交通政策課

TEL：0742-34-4969

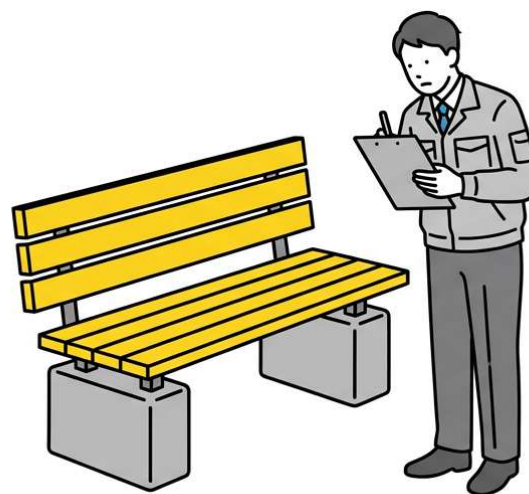
✉メール✉：kotsu-seisaku@city.nara.lg.jp

修繕・取替対応

⑧調査・作業

自治会からの報告を受け調査を行い、必要に応じて修繕・取替を行います。

調査



修繕



3. その他注意事項

① 民有地付近への設置に関する同意の取得

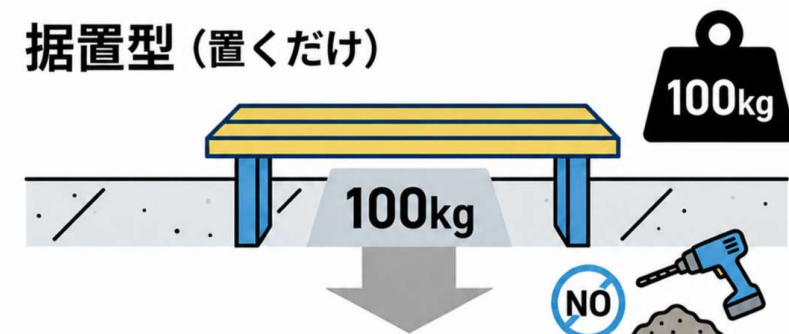
民有地に隣接して設置する場合は、事前に丁寧な説明を行い、土地所有者様の「合意書」を提出してください。近隣との円滑な関係維持のため、ご協力をお願いいたします。

② ベンチの施工方法と近隣への配慮

原則は「自重約100kgの据置型」ですが、道路の形状により「埋め込み工事」を行う場合があります。工事が発生する際は、自治会様にて近隣住民への合意を得てください。

ベンチ設置の方法

据置型（置くだけ）



埋め込み型 （工事）



③ 広告物・看板等の掲示禁止

このベンチは、バス待ち環境の向上および歩行者の休憩のために、奈良市が設置する公共物です。

広告物や看板等の設置は認められません。許可なく広告を貼付したり、置き看板を設置する行為は、道路占用および公共空間の私的利用にあたり禁止されています。

※万が一違反が発覚した際は自治会様の費用負担にて現状回復をお願いいたします。

④ ベンチ設置について

本事業は工事が発生する場合もあり、予算の都合上お時間を頂く場合がございます。

